令和９年度

徳島大学大学院口腔科学研究科
口腔科学専攻（博士課程）

学生募集要項
（一般入試・社会人特別入試）

徳島大学大学院口腔科学研究科

学　生　募　集　要　項

Ⅰ　一　般　入　試

１　募　集　人　員

専　　攻	募　集　人　員
口　腔　科　学　専　攻	１６　人

２　出　願　資　格

(1) 学校教育法第８３条第１項に定める大学の医学、歯学、修業年限６年の薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者又は令和９年３月３１日までに卒業見込みの者

(2) 学校教育法第１０４条第７項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学、修業年限６年の薬学又は獣医学を履修した者に限る。）又は令和９年３月３１日までに授与される見込みの者

(3) 外国において学校教育における１８年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者又は令和９年３月３１日までに修了見込みの者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１８年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者又は令和９年３月３１日までに修了見込みの者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１８年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者又は令和９年３月３１日までに修了見込みの者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が５年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者又は令和９年３月３１日までに授与される見込みの者

(7) 学校教育法施行規則第１５５条第１項第６号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
※下記注２参照

(8) 大学（医学、歯学、修業年限６年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に４年以上在学し、又は外国において学校教育における１６年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者

(9) 本研究科において、個別の入学資格審査により、第１号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、令和９年３月３１日において２４歳に達している者

（注１） 出願資格(7)、(8)及び(9)により出願しようとする者は、事前審査を必要とするので、「① 入学試験出願資格審査調書（本大学院所定の用紙）」、「②最終学歴の成績証明書」及び「③最終学歴の卒業又は修了証明書」を令和８年６月２３日（火）までに徳島大学蔵本事務部歯学部事務課学務係へ提出してください。

（注２）文部科学大臣の指定した者とは、次の各号の一に該当する者です。

① 旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学の医学又は歯学の学部において医学及び歯学を履修し、これらの学部を卒業した者

② 防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）による防衛医科大学校を卒業した者

③ 修士課程又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 99 条第 2 項の専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者並びに前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者（学位規則の一部を改正する省令（昭和 49 年文部省令第 29 号）による改正前の学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 6 条第 1 号に該当する者を含む。）で大学院又は専攻科において、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

④ 大学（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの及び獣医学を履修する課程を除く）を卒業し、又は外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、大学院又は専攻科において、当該研究の成果等により、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

Ⅱ　社会人特別入試（昼夜開講制）

歯科医学の高度化・専門分化が益々進むことが予測される２１世紀を迎え、長期的視野に立ちうる幅広い専門的知識と先進的医療技術を有する全人的歯科医師を育成し社会に送り出していくことが急務であり、加えて、今後の大学院の役割に関しては、開業医や勤務医に対する生涯教育のためのリフレッシュ教育にあたることも重要な使命です。そのために、社会の現場で活躍している開業医及び勤務医、さらに大学院修士課程修了後、研究又は医療業務などに従事している社会人に対しても、大学院設置基準第１４条に定める教育方法の特例を導入し社会人特別入試（昼夜開講制）を実施します。

１　募　集　人　員

専　　攻	募　集　人　員
口　腔　科　学　専　攻	若　干　人

２　出　願　資　格

本学大学院口腔科学研究科口腔科学専攻（博士課程）入学時に既に就業しているか、又は入学直後に就業することが見込まれる者で、一般入試の出願資格のいずれかを満たしている者

Ⅲ　願書受付期間等

１　受付期間及び受付時間

令和８年７月１日（水）から７月１４日（火）までの毎日９時から１７時までとします。（土曜日・日曜日・祝日は除く）

なお、郵送の場合も７月１４日（火）１７時までに必着とします。（郵便の遅れがあるので、十分注意してください。）

２　受 付 場 所

〒７７０－８５０４　徳島市蔵本町３丁目１８番地の１５
徳島大学蔵本事務部歯学部事務課学務係
電話　０８８（６３３）－７３１０（直通）

Ⅳ　出　願　手　続

１　出 願 方 法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ期間内に提出してください。

なお、出願書類を郵送する場合は、**「書留・速達」**（または郵便の追跡が可能なレターパックによる郵送も含む）とし、封筒には**「大学院入学願書在中」**と朱書してください。

また、出願に際しては、あらかじめ志望する分野の教授に照会の上、出願してください。

２　出 願 書 類

ア　入学志願票

本研究科所定の用紙に必要事項を記入したもの。

イ　成績証明書

出身大学長又は学部長（大学院修士課程修了者にあっては、当該研究科の長）が作成し、厳封したもの。

ウ　卒業（見込）又は修了（見込）証明書

エ　写真票及び受験票

本研究科所定の用紙に出願前３か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦５㎝、横４㎝の写真をはったもの。

オ　検定料払込証明書（検定料３０，０００円）

検定料を郵便振込の後、受領した「検定料払込証明書（出願用）」を「検定料払込証明書」（本学所定の様式）に貼ったもの。

なお、納入された検定料は、いかなる理由があっても返還しません。ただし、本学大学院博士前期（修士）課程を修了し引き続き口腔科学研究科口腔科学専攻（博士課程）に進学する者及び日本政府（文部科学省）国費留学生は、不要です。

カ　返信用封筒（郵送による出願者のみ）

定形(縦２３.５㎝、横１２㎝)のものに入学志願者のあて先・郵便番号を明記し、１１０円分の切手を貼ったもの。

キ　本邦に在留する外国人志願者は、住民票（在留資格が記載されたもの）の写しを提出してください。

ク　現に大学院に在学中の者及び官公署、会社等に在職中の者は、所属長の受験許可書（様式自由）を必ず提出してください。（一般入試のみ）

ケ　受験承諾書（社会人特別入試のみ）

出願時に在職中の者は本研究科所定の様式により提出してください。

コ　就業証明書（社会人特別入試のみ）

本研究科所定の様式による。

サ　研究概要、臨床経験概要（社会人特別入試のみ）

大学卒業後に研究歴を有する者はその概要を、臨床経験を有する者はその概要を本研究科所定の様式により、それぞれ８００字程度にまとめたもの。

Ⅴ　選　抜　方　法

１　一　般　入　試

入学者の選抜は、学力検査（筆記試験・面接試問）及び成績証明書の結果を総合して判定します。

(1) 学 力 検 査

ア　研究分野

志望する研究分野の授業科目を受験しなければなりません。

イ　語学試験（英語）

英和辞書１冊の持ち込みを認めますが、医学辞書等専門辞書及び電子辞書は不可。

ウ　面接試問

(2) 成 績 証 明 書

出身大学の長等から提出された成績証明書により審査を行います。

(3) 試 験 期 日

試　験　期　日	試　験　時　間	試　　験　　科　　目
令和８年８月１８日（火）	１０：００～１２：００	語学試験（英語） ［英和辞書１冊の持ち込みを認めますが、医学辞書等専門辞書及び電子辞書は不可。］
	１３：００～１４：００	志望する研究分野の授業科目
	１４：３０～	面接試問

２　社会人特別入試

入学者の選抜は、学力検査（面接試問）、書類審査の結果を総合して判定します。

(1) 学 力 検 査

面接試問（志望する専門科目及び関連領域を中心とし、併せて研究遂行に必要な英語力について問う）により行います。

(2) 書 類 審 査

出身大学（学部）長より提出された成績証明書及び本人の研究概要、臨床経験概要を記した書類により行います。

(3) 試 験 期 日

試　験　期　日	試　験　時　間	試　　験　　科　　目
令和８年８月１８日（火）	１４：３０～	面接試問

Ⅵ　障がいのある入学志願者との事前相談

本研究科に入学を志願する者で、障がいがある者は、受験上及び修学上特別な配慮を必要とすることがありますので令和８年６月２３日（火）までに蔵本事務部歯学部事務課学務係まで申し出てください。

なお、上記以外の者で特別措置を必要とする者もあらかじめ本研究科に相談してください。

Ⅶ　試　　験　　場

徳島大学歯学部

徳島市蔵本町３丁目１８番地の１５

Ⅷ　合 格 者 発 表

合格者の発表は、令和８年９月１８日（金）１０時に本学歯学部ホームページへ掲載するとともに、合格者に対しては合格通知書を送付します。

なお、電話による合否の問い合わせには応じられません。

Ⅸ　そ　　の　　他

1　受理した書類は、いかなる事情があっても返還しません。
　また、受理後は記入事項の変更は認めません。

2　募集要項の請求方法
【ダウンロードする場合】
　次のアドレスからダウンロードしてください。

https://www.tokushima-u.ac.jp/dent/admission/info/in_yoko/

　ただし、検定料の払込用紙については、**「口腔科学研究科口腔科学専攻（博士課程）検定料払込用紙請求」**と朱書の上、１１０円切手をはった自己あて(住所・氏名・郵便番号表記)の返信用封筒（長３定形封筒）を同封し、下記へ請求してください。

【募集要項を郵送で請求する場合】
　「口腔科学研究科口腔科学専攻（博士課程）学生募集要項請求」と朱書の上、３２０円切手をはった自己あて（住所・氏名・郵便番号表記）の角形２号(３３.２㎝×２４.０㎝)を同封し、下記へ請求してください。

3　安全保証輸出管理について
　徳島大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「徳島大学安全保障輸出管理規則」を定めて、物品の輸出、技術の提供、人材の交流の観点から学生の受入れに関して、厳格な審査を実施しています。規制されている事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合や、教育が受けられない場合があります。願書の提出の前に指導教員予定者と相談をするなど、出願にあたっては注意してください。
　詳細については以下の研究支援・産官学連携センターのホームページを参照してください。
　https://www.tokushima-u.ac.jp/ccr/active/ip/yusyutsukanri/yusyutsu.html
　＜本件問合せ先＞
　研究支援・産官学連携センター　知財法務部門
　電話：088-656-9773（内線：82-4953）
　E-mail：iag-safety@tokushima-u.ac.jp

4　出願手続等に質問がある場合は、下記のメールアドレスへ照会してください。郵送で照会する場合は、１１０円切手をはった自己あて（住所・氏名・郵便番号表記）の返信用封筒（長３定形封筒）を同封してください。その際、電話番号を明記してください。

〒７７０－８５０４　徳島市蔵本町３丁目１８番地の１５
徳島大学蔵本事務部歯学部事務課学務係
E-Mail:isygakumu2k@tokushima-u.ac.jp

入　学　案　内

１　徳島大学大学院口腔科学研究科口腔科学専攻（博士課程）アドミッション・ポリシー

口腔科学専攻では、口腔科学ならびに隣接する分野に関する学術の理論および応用を教授研究し、幅広い科学的基盤をもち、かつ専門性にも秀でた、教育・研究・臨床ならびに歯科行政などの分野で指導的役割を担う人材の養成を目指しています。そのために、次のような人物を求めています。

●求める人物像

（知識・技能、関心・意欲）

口腔科学に関する興味と情熱に溢れ、歯学科課程（６年制）で修得すべきレベルの口腔科学および歯科臨床についての高度な専門的知識と技能を有し、これをさらに磨くことにより後進を指導する能力を身につけ、口腔科学の進歩と社会的課題の解決に意欲を燃やす人

（思考力・判断力・表現力等の能力）

生命倫理を尊重し、論理的思考と科学的根拠に基づく歯科医療の開発と実践を志す人

（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）

自立して社会や地域の問題に向き合い、その課題解決のために他者の意見を真摯に受けとめ、協働して国際社会や地域社会の発展に貢献しようとする人

２　修業年限

博士課程　標準修業年限４年

３　授業科目概要

専攻	授業科目
口腔科学専攻	口腔顎顔面形態学、口腔組織学、口腔生理学、口腔生命科学、口腔病理学、口腔微生物学、生体材料工学、予防歯学、歯学教育フロンティア学、歯科保存学、歯周歯内治療学、口腔顎顔面補綴学、顎機能咬合再建学、口腔内科学、口腔外科学、口腔顎顔面矯正学、小児歯科学、歯科放射線学、歯科麻酔科学、総合口腔学、長寿歯科医療学

※授業科目は変更になることがあります。

４　履修方法

４年間の修業年限内に３０単位以上（必修科目１０単位及び選択科目２０単位以上）を履修しなければなりません。

履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければなりません。

５　長期履修学生制度について

この制度は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限（４年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することができる制度です。

ただし、入学後（在学中）に申請の場合は翌年度からの適用になります。

(1) 対象者

職業を有する者又は本研究科が特に必要と認めた者

(2) 長期履修期間

４年を限度とします。したがって修業年限は、５年～８年となります。

(3) 申請方法

入学手続時に徳島大学蔵本事務部歯学部事務課学務係へ申請書を提出してください。

(4) 結果通知

申請者に対し、入学手続後に長期履修についての結果を通知いたします。

(5) 授業料

① 年額の授業料算出は、次のとおりです。

本学が定めた金額×標準修業年限（４年）÷許可された修業年限

② 授業料の決定は長期履修結果通知時（入学手続後）に行いますので、長期履修を希望する場合は、入学手続時に授業料を納入しないでください。

③ 在学中に授業料の改定が行われた場合には、新授業料が適用されます。その際は、改めて通知いたします。

④ 長期履修学生制度を申請する場合は、勤務先の所属長の就学許可書と在職証明書を提出してください。

６　学位の授与

(1) 学位は、博士（歯学）又は博士（学術）です。

(2) 博士の学位は、大学院に４年以上在学し、３０単位以上を修得し、かつ、論文審査及び最終試験に合格した者に授与します。ただし、少なくとも３年以上在学し、極めて優秀な学生が、所定の水準に達したと認められた場合は、在学期間が４年未満であっても学位を授与することがあります。

７　研究分野と指導教員及び主な研究内容

徳島大学歯学部ホームページ内にて、各研究分野等を掲載しています。

研究活動のページから、口腔科学部門をクリックしてご確認ください。

https://www.tokushima-u.ac.jp/dent/research/

８　入学料及び授業料

(1) 入　学　料　　２８２，０００円〔予定額〕

ただし、本学大学院博士前期（修士）課程を修了し、引き続き口腔科学研究科口腔科学専攻（博士課程）に進学する者及び日本政府（文部科学省）国費留学生は、不要です。

(2) 授　業　料　　２６７，９００円〔予定額〕（前期分）（年間５３５，８００円〔予定額〕）

ただし、日本政府（文部科学省）国費留学生は、不要です。

※在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

また、入学料及び授業料の金額は現行の金額であり、改定されれば改定金額が適用されます。

９　入学料の免除制度

次のいずれかに該当する者は、本人の申請に基づき入学料（全額又は半額）が免除されることがあります。

(1) 本学の大学院研究科に入学する者で、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業成績優秀であると認められる者

(2) (1)以外の者であって、入学前１年以内において学資を主として負担している者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより入学料の納付が著しく困難であると認められる者

１０　授業料の免除制度

次のいずれかに該当する者は、本人の申請に基づき授業料（全額又は半額）が免除されることがあります。

(1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり，かつ，学業成績優秀であると認められる者

(2) 入学前１年以内に学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより授業料の納付が著しく困難であると認められる者

１１　奨学金制度（日本学生支援機構、その他）

大学院学生に対する日本学生支援機構の奨学金制度があり、貸与月額は第一種奨学金（無利息）で８０，０００円又は１２２，０００円（令和７年度実績）です。

また、平成２１年度入学生から、大学独自に返還義務を課さない給付型の奨学金「徳島大学ゆめ奨学金」を創設しました。給付金額は、授業料の額の半額に相当する額（前期及び後期ともに１３３，９５０円）となります。

１２　学生教育研究災害傷害保険

この保険は、学生が大学において教育研究・課外活動中に受けた災害に対してその被害救済を目的とする互助共済制度であり、保険料は４ヵ年分３，３７０円〔予定額〕で全員加入することになっています。

１３　学生後援会

学生生活を側面から支援すること等を目的とし、学生と教職員との相互扶助の精神により組織されており、入会金は３，０００円〔予定額〕（本学に在籍していた者又は大学院に在籍していた者は不要）、会費は４ヵ年分８，０００円〔予定額〕です。

徳島大学大学院口腔科学研究科　入試案内ホームページ

インターネット上に、入試案内に関するホームページを開設しています。

アドレス　https://www.tokushima-u.ac.jp/dent/

問い合わせ先

徳島大学蔵本事務部歯学部事務課学務係

〒７７０－８５０４
徳島市蔵本町３丁目１８番地の１５
電話（０８８）６３３－７３１０